

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第三十三号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百八十八の項を次のように改める。

百八 十八	削除

別表第一の百九十一の二の二の項中「一般用医薬品販売従事登録手数料」を「医薬品販売従事登録手数料」に改め、同表の百九十一の二の三の項中「一般用医薬品販売従事登録証書換え交付手数料」を「医薬品販売従事登録証書換え交付手数料」に改め、「第百五十九条の十一第一項」の下に「又は動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百十五条の十二第一項」を加え、同表の百九十一の二の四の項中「一般用医薬品販売従事登録証再交付手数料」を「医薬品販売従事登録証再交付手数料」に改め、「第百五十九条の十二第一項」の下に「又は動物用医薬品等取締規則第百十五条の十三第一項」を加え、同表の百九十二の項及び百九十三の項中「医薬品の販売先等変更許可証」及び「医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削り、同表の二百三十七の項中「一万三千五百円」を「一万四千九百円」に、「五千円」を「五千五百円」に、「八千円」を「八千八百円」に、「一万九千九百円」を「一万三千百円」に改め、同表の三百五の項及び三百六の項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同表の三百七の項中「第三十条第一項」を「第三十

一条第一項」に、「豚コレラ・豚丹二百八十円」を

「豚コレラ・  
毒混合予防

毒混合予防注射

のとき。

日本脳炎・  
ルボ混合予

射

豚丹 注射	二百八十円	注射実施
豚パ 防注	千二百円	
		注射実施 のとき。

に、

牛呼吸器病五種 混合予防注射	千八百円	注射実施
		注射実施 のとき。

を

牛異常産三種混 合予防注射	千八百円	注射実施
		注射実施 のとき。

に改め、同表の三百八の項中「

第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に、「七百二十円」を「千円」に改め、同表の三百九の項中「四千円」を「三千九百円」に、「五千三百円」を「五千二百円」に改め、同表の三百十の項中「千百円」を「千円」に改め、同表の三百十一の項中「二千九百円」を「二千八百円」に改め、同表の三百十二の項中「千九百円」を「千八百円」に改め、同表の三百四十六の項の次に次のように加える。

三百 四十 六の 二 手数料	長期優良住 宅建築等計 画認定申請 の普及の促進 に関する法律 (平成二十年 法律第八十七 項において「床 ア 一戸建	規則で定めると ころにより算定 した建築物の床 面積(以下この に定める額 のとき。認定申請
		次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次

号) 第五条第

面積」という。

一項から第三  
項までの規定  
に基づく長期

トル以内のもの

優良住宅建築

等計画の認定

の申請に対す

る審査(三百

四十六の三の

項に係るもの

を除く。)

ての住宅

の場合

五万五千

円(住宅

の品質確

保の促進

等に関する法律(

平成十一

年法律第

八十一号

第一項に

規定する

登録住宅

性能評価

機関のう

ち知事が

定めるも

のにより、

長期優良

住宅の普

及の促進

に関する

法律第六

条第一項

各号(第

三号及び

第六号を

除く。)

メートルを超え 床面積が百平方	に掲げる 基準に適 合すると 認められ た計画（ 以下この 項及び三 百四十六 の四の項 において 「長期使 用構造等 適合計画 」という ）である 場合にあ つては、 一万円） イ 共同住 宅等の場 合 アに 掲げる額 を申請に 係る住戸 数で除し て得た金 額
区分に応じ、 次に掲げる のとき。	認定申請

ア 一戸建 ての住宅 トル以内のもの	二百平方メートル以内のもの
ア 一戸建 ての住宅 トル以内のもの 二百平方メートルを超 え五百平方メートル以内のもの	ア 一戸建 ての住宅 の場合 七万千円 (長期使 用構造等 に定める額 適合計画 である場 合にあつ ては、一 万二千円 イ 共同住 宅等の場 合 アに 掲げる額 を申請に 係る住戸 数で除し て得た金 額
ア 一戸建 ての住宅 トル以内のもの 二百平方メートルを超 え五百平方メートル以内のもの に定める額 それに応じ、 それぞれ次 のとき。 認定申請	ア 一戸建 ての住宅 の場合 七万千円 (長期使 用構造等 に定める額 適合計画 である場 合にあつ ては、一 万二千円 イ 共同住 宅等の場 合 アに 掲げる額 を申請に 係る住戸 数で除し て得た金 額

期使用構 の場合	ア 一戸建 ての住宅 の場合	ア 一戸建 ての住宅 の場合	イ 共同住 宅等の場 合 アに 係る住戸 を申請に 掲げる額 を申請に 数で除し て得た金 額	イ 共同住 宅等の場 合 アに 係る住戸 を申請に 掲げる額 を申請に 数で除し て得た金 額
				イ 共同住 宅等の場 合 アに 係る住戸 を申請に 掲げる額 を申請に 数で除し て得た金 額

計画である場合にあつては、 二万六千円)	イ 共同住宅等の場合 アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額	次に掲げる額に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額	床面積が千平方メートルを超えるもの（一千平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅にあつては、千平方メートルを超えるもの）
計画である場合にあつては、 二万六千円）	イ 共同住宅等の場合 アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額	次に掲げる額に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額	床面積が千平方メートルを超えるもの（一千平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅にあつては、千平方メートルを超えるもの）

は、三万六千円) イ 共同住宅等の場合 アに掲げる額を申請に数で除して得た金額	六十三万六千円（長期使用構造等適合計画である場合にあつては、ある場合にあつては、）を申請に係る住戸数で除して得た金額	床面積が三千平方メートルを超えて五千平方メートル以内のもの	床面積が三千平方メートルを超えて五千平方メートル以内のもの	トル以内のもの
は、三万六千円) イ 共同住宅等の場合 アに掲げる額を申請に数で除して得た金額	六十三万六千円（長期使用構造等適合計画である場合にあつては、ある場合にあつては、）を申請に係る住戸数で除して得た金額	床面積が三千平方メートルを超えて五千平方メートル以内のもの	床面積が三千平方メートルを超えて五千平方メートル以内のもの	トル以内のもの
は、三万六千円) イ 共同住宅等の場合 アに掲げる額を申請に数で除して得た金額	六十三万六千円（長期使用構造等適合計画である場合にあつては、ある場合にあつては、）を申請に係る住戸数で除して得た金額	床面積が三千平方メートルを超えて五千平方メートル以内のもの	床面積が三千平方メートルを超えて五千平方メートル以内のもの	トル以内のもの

万七千円) を申請に係 る住戸数で 除して得た 金額	床面積が一万平 方メートルを超 え二万平方メー トル以内のもの 合計画であ る場合にあ つては、十 七万四千円 ）を申請に 係る住戸数 で除して得 た金額	二百万六千 円（長期使 用構造等適 合計画であ る場合にあ つては、十 七万四千円 ）を申請に 係る住戸数 で除して得 た金額	床面積が二万平 方メートルを超 え三万平方メー トル以内のもの 合計画であ る場合にあ つては、二十一 万三千円） を申請に係 る住戸数で 除して得た 金額
認定申請 のとき。 認定申請	認定申請 のとき。	認定申請	認定申請



---

---

---

基づく地	の規定に	方税法（	八号）の	規定に基	づく消費	税及び地	法（昭和	の二の項	に掲げる	手数料額	手数料額	十七の項	のアに規	定する三	百五十七	ウ 三百五	イ 三百五	十七の項	に掲げる	手数料額	の項に掲	
第二百二 十六号）	五年法律	昭和二十	方税法（	八号）の	規定に基	づく消費	税及び地	法（昭和	の二の項	に掲げる	手数料額	手数料額	十七の項	のアに規	定する三	百五十七	ウ 三百五	イ 三百五	十七の項	に掲げる	手数料額	の項に掲

---



「変更」と  
いう。)  
の場合( )  
長期使用  
構造等適  
合計画で  
ある場合  
を除く。  
) 三万  
九千円  
イ 長期優  
良住宅の  
普及の促  
進に関する  
法律第  
六条第一  
項第二号、  
第四号又  
は第五号  
に係る変  
更(以下  
「第二号  
等変更」  
といふ。  
) の場合  
(長期使  
用構造等  
適合計画  
である場  
合を除く。

良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第三号に係る変更（以下「第三号」という。）の場合	二千円	床面積が百平方メートルを超える一百平方メートル以内のもの	床面積が百平方メートルを超える一百平方メートル以内のもの	）一万円 ウ 長期優
申請のと き。	変更認定	申請のと き。	にあつては、 次に掲げる額を合算し た額（共同 住宅等の場 合にあつて は、合算し た額を申請	六千円）と 当する場合 にあつては、 次に掲げる額を合算し た額（共同 住宅等の場 合にあつて は、合算し た額を申請

方メートルを超 床面積が二百平	に係る住戸 数で除して 得た金額)
（ア及びイ 一万四千円	ア 第一号 変更の場 合（長期 使用構造 等適合計 画である 場合を除 く。） イ 第二号 等変更の 場合（長 期使用構 造等適合 計画であ る場合を 除く。） ウ 第三号 変更の場 合二千 円
申請のと 変更認定	

え五百平方メー  
トル以内のもの

のいずれに

き。

も該当する

場合にあつ

ては、一万

円）と次に

掲げる額を

合算した額

（共同住宅

等の場合に

あつては、

合算した額

を申請に係

る住戸数で

除して得た

金額）

ア 第一号

変更の場

合（長期

使用構造

等適合計

画である

場合を除

く。）

九万二千

円

イ 第二号

等変更の

場合（長

造等適合  
期使用構

合 計 （長期 変更の場 合）	ア 第一号 金額）	ア 第一号 金額）	合算した額 を申請に係 る住戸数で 除して得た	（共同住宅 等の場合に あつては、 合算した額 を申請に係 る住戸数で 除して得た	合算した額 掲げる額を （ア及びイ のいずれに も該当する 場合にあつ ては、二万 円）と次に	二万四千円 （ア及びイ のいずれに も該当する 場合にあつ ては、二万 円）と次に	円 合 二千 ウ 第三号 変更の場 合 二千 千円 一万四 千円 一万四 千円 除く。）	計画で る場合を 除く。）

使用構造等適合計画である場合を除く。)	イ 第二号 千円	十四万三千円	イ 第二号 千円	十四万三千円	床面積が千平方メートルを超える場合（長等変更の場合は、申請のと
合算した額を掲げる額を	ウ 第三号 二万円	円 合 二千	円 变更の場	三万四千円（ア及びイのいずれにも該当する場合は、申請のと	三千平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅の場合にあっては、三千平方メートルを超えるも
の）	き。	変更認定申請のと	の）	の）	の）

共同住宅

あつては、

合算した額  
を申請ご系

る住戸数で

除して得た  
金額

ア 金客  
第一号

変更の場

## 使用構造 合（長期）

等適合計

場合を除  
画である

（）

千円 二十九万

イ  
第一号

## 等変更の場合（長）

## 構用使用期

計画であ  
造等適合

## の場合を

除く。)

千円

変更の場  
第三号

床面積が三千平方メートルを超える五千平方メートル以内のもの	六万二千円（ア及びイのいずれにも該当する場合にあつては、五万八千円）と次に掲げる額を合算し得た額を申請に係る住戸数で除して得た金額ア 第一号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）イ 第二号円五十三万	円合二千
-------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------

計画である場合を除く。)	千円	四万六千円	ウ 第三号	変更の場合二千円	床面積が五千平方メートルを超えて一万平方メートル以内のもの
画である 使用構造等適合計 合(長期 変更の場 ア 第一号 た金額 で除して得 た住戸数 額を申請に を合算した に掲げる額 ては、十万 千円)と次 場合にあつ も該当する (ア及びイ のいずれに のいづれに き。	変更認定 申請のと き。				

<p>床面積が一万平方メートルを超える二万平方メートル以内のもの</p>	<p>イ 第二号</p> <p>九十二万八千円</p> <p>等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）</p> <p>ウ 第三号</p> <p>五千六百円</p> <p>合 二千円</p> <p>変更の場</p>
<p>申請に係る</p> <p>算した額を合</p> <p>げる額を合</p> <p>ては、十</p> <p>六万八千円</p> <p>）と次に掲</p> <p>ぎき。</p> <p>き。</p> <p>申請のと</p> <p>変更認定</p>	<p>く。）</p> <p>場合を除</p>



え三万平方メー  
トル以内のもの

いのいづれ

にも該当す

る場合にあ

つては、二

十万七千円

）と次に掲

げる額を合

算した額を

申請に係る

住戸数で除

して得た金

額

ア 第一号

変更の場

合（長期

使用構造

等適合計

画である

場合を除

く。）

二百五十

二万四千

円

イ 第二号

等変更の

場合（長

期使用構

造等適合

計画であ

る場合を

除く。) く。) 場合を除 画である 場合を除 等適合計 使用構造 合 (長期 変更の場 ア 第一号 金額 る住戸数で 除して得た を申請に係 合算した額 掲げる額を 円) と次に する場合に あつては、 れにも該當 びいのいず えるもの 方メートルを超 床面積が三万平 二十二万五 千円 (ア及 び申請のと き。 変更認定 申請のと き。 ウ 第三号 変更の場 合 二千 円 九千円 十二万
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



する額	税に相当	地方消費	法の規定	に基づく	消費税及	び地方税	の消費税	法の規定	に基づく	手数料額	に掲げる	の二の項	百五十七	のアに規	定する三	十七の項	ウ 三百五	イ 三百五	料額	げる手数	十六の四	ア 三百四	額とを合算 した額)
-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	----	------	------	-------	---------------

三百 四十 六の 四十 定した場合 における認 定を受けた 長期優良住 宅建築等計 画変更認定 申請手数料 料 認申請手数 の承継の承 受けた地位 画の認定を 宅建築等計 画の認定を 長期優良住 宅建築等計 画変更認定 申請手数料 の申請手数 請に対する審 査	三百 四十 六の 六 六の 三百 四十 定した場合 における認 定を受けた 長期優良住 宅建築等計 画変更認定 申請手数料 の申請手数 請に対する審 査
基づく長期優良住宅建築等計画 の変更の認定の申請に対する審 査	長期優良住宅の普及の促進に関 する法律第九条第一項の規定に 基づく長期優良住宅建築等計画 の変更の認定の申請に対する審 査
六千円 き。 申請のと き。	六千円 き。 申請のと き。
変更認定 のとき。 承認申請	変更認定 のとき。 承認申請

別表第一の三百五十七の項中「（昭和二十五年法律第一百一号）」を削り、同表の備考に次のように加える。

三百四十六の二の項から三百四十六の五の項までに規定する住戸数で除して得た金額に五百円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数が生じたときはこれを千円に切り上げる。ただし、当該住戸数で除して得た金額が千円未満の場合は、千円とする。

別表第二の四の項中「一万二千円」を「一万七千円」に改め、同表の五の項中「一  
万円」を「九千円」に、「九千五百円」を「八千五百円」に、「九千四百円」を「八  
千四百円」に、「八千九百円」を「七千九百円」に改め、同表の六の項中「八千五百  
円」を「七千六百円」に、「八千円」を「七千百円」に、「六千七百円」を「六千円  
」に、「六千二百円」を「五千五百円」に改め、同表の七の項中「二万三千円」を「  
二万七百円」に、「二万二千五百円」を「二万二百円」に改め、同表の七の六の項中  
「三万四千円」を「二万八千円」に改め、同表の七の七の項中「一万千円」を「九千

円」に改め、同表の八の項中「一万五千七百円」を「一万六千五百円」に改め、同表の九の項中「一万五千百円」を「一万六千九百円」に改める。

(奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

**第二条** 奈良県総合リハビリテーションセンター条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

「

二 年金の受給又 は生命保険の保 険金の支払の請 求に必要な診断 書	一通につき 二、五〇〇円
三 前二号以外の 文書	一通につき 二、五〇〇円 以内で知事が定める額

を

「

二 年金の受給に 必要な診断書	一通につき 二、五〇〇円
三 生命保険等の 保険金の支払の 請求に必要な診 断書	一通につき 四、九〇〇円
四 前三号以外の 文書	一通につき 二、五〇〇円 以内で知事が定める額

に改める。

(奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例の一部改正)

**第三条** 奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例（昭和四十七年三月

奈良県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

二 年 金 の 受 給 又 は 生 命 保 险 の 保 险 金 の 支 払 の 請 求 に 必 要 な 診 斷 書	一 通 に つ き 一 、 五〇〇 円
三 前 二 号 以 外 の 文 書	一 通 に つ き 一 、 五〇〇 円 以 内 で 知 事 が 定 め る 額

を

四 前 三 号 以 外 の 文 が 定 め る 額	診 断 書	三 生 命 保 險 等 の 保 險 金 の 支 払 の 請 求 に 必 要 な に 通 に つ き 一 通 に つ き 一 通 に つ き 一 通 に つ き 二 年 金 の 受 給 に 必 要 な 診 斷 書	一 通 に つ き 一 、 五〇〇 円
---------------------------------	-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------

に 改 め る。

書

(奈良県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第四条 奈良県精神保健福祉センター条例（昭和六十三年七月奈良県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表中

二 年金の受給又  
は生命保険の保  
険金の支払の請  
求に必要な診断  
書

三 前二号以外の  
文書

一通につき 一、三〇〇円

二 年金の受給  
一通につき 二、五〇〇円

二 年金の受  
必要な診断

三 生命保険  
保険金の支  
請求に必要

断書

四 前三号以  
文書

を

外の 外の な診 の払 等の 書に 給に	外の 外の な診 の払 等の 書に 給に	外の 外の な診 の払 等の 書に 給に
一通につき 一、三〇〇円	一通につき 四、九〇〇円	一通につき 二、五〇〇円

に改める。

(奈良県保健環境研究センター手数料条例の一部改正)

**第五条** 奈良県保健環境研究センター手数料条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の中「二千三百円」を「四千六百円」に改め、同表の一の中「三千八百円」を「七千六百円」に改め、同表の一の中「二千四百円」を「四千八百円」に、「四千五百円」を「九千円」に改める。

**（興行場法施行条例の一部改正）**

**第六条** 興行場法施行条例（昭和五十九年九月奈良県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「七千七百円」を「八千五百円」に改める。

**（奈良県工業技術センター手数料条例の一部改正）**

**第七条** 奈良県工業技術センター手数料条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の中「三千九百円」を「五千八百円」に改め、同表の一の中「二千九百円」を「四千四百円」に改め、同表の一の中「三千三百円」を「四千三百円」に改め、同表の二の中「三千百円」を「四千四百円」に、「五千円」を「六千円」に、「三千円」を「四千四百円」に改め、同表の二の中「千三百円」を「千八百円」に、「千二百円」を「千八百円」に改め、同表の二の中「千五百円」を「千八百円」に改め、同表の二の中「二千三百円」を「三千五百円」に改め、同表の二の中「二千五百円」を「三千八百円」に改め、同表の二の中「二千三百円」を「三千二百円」に、「二千七百円」を「三千八百円」に改め、同表の二の中「二千八百円」を「四千二百円」に改め、同表の二の中「二千八百円」を「千八百円」に、「二千九百円」を「四千三百円」に、「二千六百円」を「三千八百円」に、「三千九百円」を「四千三百円」に改め、同表の二の中「二千六百円」を「三千二百円」に改め、同表の二の中「二千三百円」を「四千四百円」に改め、同表の二の中「二千三百円」を「三千二百円」に改め、同表の二の中「三千三百円」を「三千八百円」に改め、同表の二の中「三千八百円」を「三千九百円」に、「二千七百円」を「三千九百円」に改め、同表の二の中「二千七百円」を「三千九百円」に改め、同表の二の中「二千九百円」を「二千五百円」を削り、同表の二の中「二千九百円」を「二千五百円」に、「二千五百円」を

「二千九百円」に改め、同表の二の12の(九)の(3)中「二千九百円」を「三千九百円」に改め、同表の二の12の(九)の(4)中「二千九百円」を「四千二百円」に改め、同表の二の12中九(七)とし、(十)を(八)とし、同表の二の14中「三千百円」を「四千七百円」に改め、同表の二の15中「二千六百円」を「三千六百円」に、「四千七百円」を「六千七百円」に、「一件につき 二千七百円」を「一件につき 三千五百円」に、「一項目につき一千七百円」を「一項目につき三千六百円」に、「五千円」を「七千円」に、「二千九百円」を「四千円」に改める。

(奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正)

**第八条** 奈良県森林技術センター手数料条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の1中「千九百円」を「二千七百円」に、「三千七百円」を「三千九百円」に、「二千五百円」を「三千八百円」に改め、同表の一の2中「四千八百円」を「七千二百円」に、「八千百円」を「一万二千二百円」に、「五千四百円」を「八千百円」に改め、同表の一の3中「十三万三千円」を「十八万六千円」に、「九万六千八百円」を「十三万三千円」に、「七万四百円」を「十万五千円」に、「二万五千二百円」を「十三万三千円」に改め、同表の一の4中「一万八千七百円」を「二万四千円」を「三万七千八百円」に改め、同表の一の5中「二万六千四百円」に、「五千六百円」を「八千四百円」に改め、同表の一の6中「四千九百円」を「七千四百円」を「八千三百円」を「一万八千七百円」に改め、同表の一の6中「四千九百円」を「三万九千六百円」に、「八千八百円」を「一万三千二百円」に、「一万三千三百円」を「二万円」に、「八千円」を「一万二千円」に、「三万七百円」を「八千六百円」に改め、同表の一の7中「八千八百円」を「一万三千二百円」に、「一万三千三百円」を「二万円」に改め、同表の一の8中「一万九百円」を「一万二千四百円」に改め、同表の二の1中「四千九百円」を「七千四百円」に改め、同表の二の2中「八千八百円」を「一万三千二百円」に改め、同表の二の4中「四千四百円」を「六千六百円」に改め、同表の二の3中「六千百円」を「九千二百円」に改め、同表の二の5及び6中「五千五百円」を「八千三百円」に改め、同表の二の7中「六千百円」を「九千二百円」に改め、同表の二の8中「六千百円」を「八千四百円」に改め、同表の三中「千二百円」を「千八百円」に改める。

(奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例の一部改正)

**第九条** 奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例（昭和二十六年

八月奈良県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「家畜受精卵移植」の下に「家畜受精卵採取」を加え、「及び家畜家きんの病性鑑定」を「家畜家きんの病性鑑定、家畜の注射及び文書の交付」に、「又は鑑定料」を「鑑定料、注射料又は文書料」に改める。

第二条中「及び家畜受精卵移植」を「家畜受精卵移植及び家畜受精卵採取」に改め、同条に次の一号を加える。

三 家畜受精卵採取 二万六千円

第五条の表に次のように加える。

病原体の遺伝子検出検査	一件につき	一、四〇〇円
-------------	-------	--------

第七条(見出しを含む。)中「又は鑑定料」を「鑑定料、注射料又は文書料」に改め、同条を第九条とする。

第六条の見出し中「又は鑑定料」を「鑑定料、注射料又は文書料」に改め、同条第一項中「又は鑑定料」を「鑑定料、注射料又は文書料」に、「又は病性鑑定」を「病性鑑定、注射又は文書の交付」に改め、同条第二項中「又は鑑定料」を「鑑定料、注射料又は文書料」に改め、同条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

(注射料の額)

第六条 家畜の牛コロナウイルス予防注射の注射料の額は、一件につき千円とする。

(文書料の額)

第七条 証明書、診断書、処方せん等の文書料の額は、一件につき千円とする。  
(奈良県立都市公園条例の一部改正)

第十条 奈良県立都市公園条例(昭和三十五年三月奈良県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「九〇円」を「一三八円」に、「六七円」を「二七九円」に改める。

(奈良県教育委員会手数料条例の一部改正)

第十一条 奈良県教育委員会手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「第五条第一項及び」の下に「第二項並びに」を、「第十六条の二

第一項」の下に「及び第一項」を加え、同表の二の項中「第五条第二項」を「第五条第三項」に改め、同表の三の項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改め、同表中九の項を十六の項とし、五の項から八の項までを七項ずつ繰り下げ、同表の四の項中「書換え手数料」を「書換手数料」に、「免許状の書換え」を「免許状の書換」に改め、同項を同表の十一の項とし、同表の三の項の次に次のように加える。

八	七	六	五	四
修了確認期 限の延期手 数料	修了確認期 限を経過し た者に対す る確認手数 料	更新講習修 了確認手数 料	免許状の有 効期間の延 長手数料	免許状の有 効期間の更 新手数料
教育職員免許法改正法附則第二 条第四項の規定に基づく修了確 認期限の延期	教育職員免許法改正法附則第二 条第三項第三号の規定に基づく 修了確認期限を経過した者に対 する確認	教育職員免許法及び教育公務員 特例法の一部を改正する法律(平 成十九年法律第九十八号。以下「教 育職員免許法改正法」とい う。)附則第一条第二項の規定に基 づく更新講習修了確認	教育職員免許法第九条の二第五 項の規定に基づく有効期間の延 長	教育職員免許法第九条の二第一 項の規定に基づく有効期間の更 新手数料
二千円	三千三百円	三千三百円	二千円	三千三百円
き。 申請のと	き。 申請のと	き。 申請のと	き。 申請のと	き。 申請のと

十一 認知機能検 査員講習手 数料	認知機能検査（法第八十九条第 一項に規定する運転免許試験の 免除を受けようとする者又は法 第九十二条第一項に規定する運 転免許証の更新を受けようとす る者に対して行う介護保険法（ 平成九年法律第二百二十三号）第 八条第十六項に規定する記憶機 能及びその他の認知機能に關す る検査をいう。）の実施に必要 な技能及び知識に關する講習	三千八百五 十円（運転 免許に係る 講習に關す る規則（平 成六年国家 公安委員会 規則第四号 ）第六条第 二項第四号 に掲げる者
----------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

（奈良県警察手数料条例の一部改正）

第十二条 奈良県警察手数料条例（平成十一年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次

のよう改訂する。

第九条の表十四の項中「（平成六年国家公安委員会規則第四号）」を削り、同項を同表十五の項とし、同表中十三の項を十四の項とし、十一の項を十三の項とし、十一の項を十二の項とし、十の項の次に次のように加える。

九 免許状更新 講習を受け る必要がな い者である ことの認定 手数料	教育職員免許法改正法附則第二 条第五項括弧書の規定に基づく 免許状更新講習を受ける必要が ない者であることの認定 五百円	三千三百円 き。 願い出の とき。
-------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	----------------------------

（法第八百八  
条の二第一  
項第十二号

に掲げる講  
習に係る講  
習以外のも  
のを終了し  
た者を除く。  
）に対する  
講習にあつ  
ては、二千  
百円）

第十二条の表一の項中「一万六千円」を「一万三千円」に改める。

**第十三条** 奈良県警察手数料条例の一部を次のように改正する。

第九条の表十一の項中「認知機能検査（法第八十九条第一項に規定する運転免許試験の免除を受けようとする者又は法第九十二条第一項に規定する運転免許証の更新を受けようとする者に対する者に対して行う介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第六項に規定する記憶機能及びその他の認知機能に関する検査をいう。）の実施に必要な技能及び知識に関する講習」を「法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）」に改め、同表十四の項中「二千七百五十円」を「二千六百五十円」に改め、同表十五の項中「講習一時間について千四百円」を「千五百円」に、「講習一時間について二千五十円」を「五千八百円（当該講習が認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、五千三百五十円）」に改める。

第十条第一項中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げる、第七号の次に次の一号を加える。

八 認知機能検査を受けようとする者 認知機能検査手数料

第十条第二項の表十五の項を同表十六の項とし、同表十四の項中「講習一時間について二千五十円」を「五千八百円（当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は

第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあつては、五千三百五十円）」に、「講習一時間について千五百円」を「二千三百五十円」に改め、同項を同表十五の項とし、同表中十三の項を十四の項とし、八の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、七の項の次に次のように加える。

八 認知機能検 査手数料	六百五十円 受検申請 のとき。
--------------------	-----------------------

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奈良県手数料条例別表第一の改正規定（同表の三百九の項から三百十二の項までを改める部分に限る。） 平成二十一年四月十六日

二 第一条中奈良県手数料条例別表第一の改正規定（同表の百八十八の項を次のように改める部分並びに同表の百九十二の項及び百九十三の項を改める部分に限る。）及び第十三条の規定 平成二十一年六月一日

三 第一条中奈良県手数料条例別表第一の改正規定（同表の三百四十六の項の次に次のように加える部分、同表の三百五十七の項を改める部分及び同表の備考に次のように加える部分に限る。） 平成二十一年六月四日

（奈良県手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

2 平成二十年度における介護サービス情報の報告に関する計画に従つて行われた報告に係る介護サービス情報の調査及び介護サービス情報の公表に係る手数料については、第一条の規定による改正後の奈良県手数料条例別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（奈良県総合リハビリテーションセンター条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の奈良県総合リハビリテーションセンター条例に規定する文書の交付の申請をしている者の当該文書手数料については、なお従前の例による。

（奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措

置)

4 第三条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手数料条例に規定する文書の交付の申請をしている者の当該文書手数料については、なお従前の例による。

(奈良県精神保健福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第四条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の奈良県精神保健福祉センター条例に規定する文書の交付の申請をしている者の当該文書手数料については、なお従前の例による。

(奈良県保健環境研究センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の奈良県保健環境研究センター手数料条例に規定する検査の申込みをしている者の当該検査に係る手数料については、なお従前の例による。

(興行場法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

7 第六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の興行場法施行条例に規定する許可の申請をしている者の当該許可に係る手数料については、なお従前の例による。

(奈良県工業技術センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

8 第七条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の奈良県工業技術センター手数料条例に規定する試験等の申込みをしている者の当該試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

(奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第八条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の奈良県森林技術センター手数料条例に規定する試験等の申込みをしている者の当該試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

(奈良県立都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

10 第十条の規定の施行の際現に都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条第一項の規定により許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、当該許可に特別の定めのある場合を除き、なお従前の例による。